

# 事務所コラム

2019年2月25日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)

## 平成31年度税制改正大綱 組織再編税制編

### 2つの組織再編成の適格要件を見直し

日本の組織再編税制（合併・分割・現物出資・株式交換・株式移転・現物分配）では、資産等の移転元法人と移転先法人の間で、資産等の譲渡があったものと考えます。

これらの譲渡は、法人税法上、原則として時価譲渡（非適格組織再編成）とされ、特例として一定の「適格要件」を満たす場合には簿価譲渡・引継ぎ（適格組織再編成）を行ったものとされます。

原則（非適格組織再編成）	時価譲渡
特例（適格組織再編成）	簿価譲渡（引継ぎ）

平成31年度の税制改正では、再編を円滑化するため、「適格要件」が見直され、次の2つの組織再編成についても新たに「適格組織再編成」の対象となります。

- ① 親会社の子会社を完全子会社化した後に行う「逆さ合併」
- ② 間接保有の100%親会社株式を用いた組織再編成

### 完全子会社化後の「逆さ合併」

現行法では、株式会社が株式交換等により100%子会社化した後（第1段階）に、完全子法人を存続法人とし、完全親法人を被合併法人とする「逆さ合併」（第2段階）を行う場合、100%子会社化の段階（株式交

換等）で「継続保有要件」等を満たさないため、「非適格」とされていました。

今回の税制改正では、完全子会社化後に「逆さ合併」が見込まれている場合には、第1段階（株式交換等）の適格要件のうち「完全支配関係継続要件」、「支配関係継続要件」及び「継続保有要件」は、その「適格合併の直前の時まで」の関係より判定するものとする事となりました。

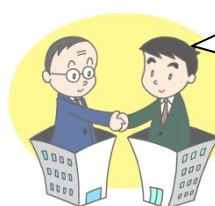
	第1段階（株式交換）	第2段階（合併）
P社	株式交換完全親法人	被合併法人（消滅法人）
S社	株式交換完全子法人	合併法人（存続法人）

そのため、このようなスキームは一連の「適格組織再編成」となります。

### 間接保有の完全親会社株式を用いた再編成

現行法では、合併、会社分割、株式交換等を行う場合に、親会社株式を対価とするときは、「適格要件」の「対価要件」を満たすためには、「直接完全支配関係にある親会社の株式」に限定されていました。

今回の税制改正では、「間接保有の完全親会社」も組織再編成の対価として交付する場合についても、「対価要件」を満たすものとして「適格組織再編成」となります。



連続した組織再編スキームは、「適格」「非適格」の判断を慎重に！